

三原市国土強靱化地域計画



令和3年3月

三原市

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の期間	3
第2章 強靱化の基本的事項	3
1 想定するリスク.....	3
2 めざすべき将来像.....	7
3 基本目標	7
4 事前に備えるべき目標.....	7
第3章 リスクシナリオと脆弱性評価.....	8
1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	8
2 脆弱性評価	9
第4章 今後の施策（リスクへの対応方針）	9
第5章 取組の重点化の検討	11
第6章 計画の推進等	12
1 計画の推進と進捗管理	12
2 国，県，関係機関との連携	12
3 計画の見直し.....	12
別表 リスクシナリオごとの脆弱性評価と具体的施策.....	13

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

我が国においては、地理的及び自然的な特性から、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受けてきた。更には、21世紀前半に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることに加え、首都直下地震や火山噴火等の大規模自然災害等が発生すれば、国土の広範囲に甚大な被害をもたらすおそれがあることが指摘されている。

国においては、このような大規模自然災害等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、大規模自然災害等に強い風土及び地域をつくることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう、強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を制定した。

平成26年6月には、国土強靱化^{※1}に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を策定し、その後発生した災害の経験と教訓からこれまでの取組を点検し、平成30年12月に基本計画の改定を行っている。

これらを受け、広島県においては、大規模自然災害が発生した場合でも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅速な復旧復興を可能とする施策に取り組むことは、国のみならず、地方公共団体、民間事業者など関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であるとの認識から、平成28年3月に、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針として、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「広島県強靱化地域計画」（計画期間：平成28年度から概ね5年間）（以下「県地域計画」という。）を策定した。

2 計画策定の趣旨

本市においても、昭和42年7月豪雨災害や平成30年7月豪雨災害など、尊い生命が失われる災害が発生している。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、最大震度6強が想定されるなど、今後も大規模自然災害等が発生するおそれがある。

このため、大規模自然災害等から市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、基本計画及び県地域計画との調和を図るとともに、市民、関係団体等との連携により、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた地域づくりを推進するための指針として、三原市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

※1 国土強靱化…国土強靱化基本法において、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」とされている。

3 計画の位置付け

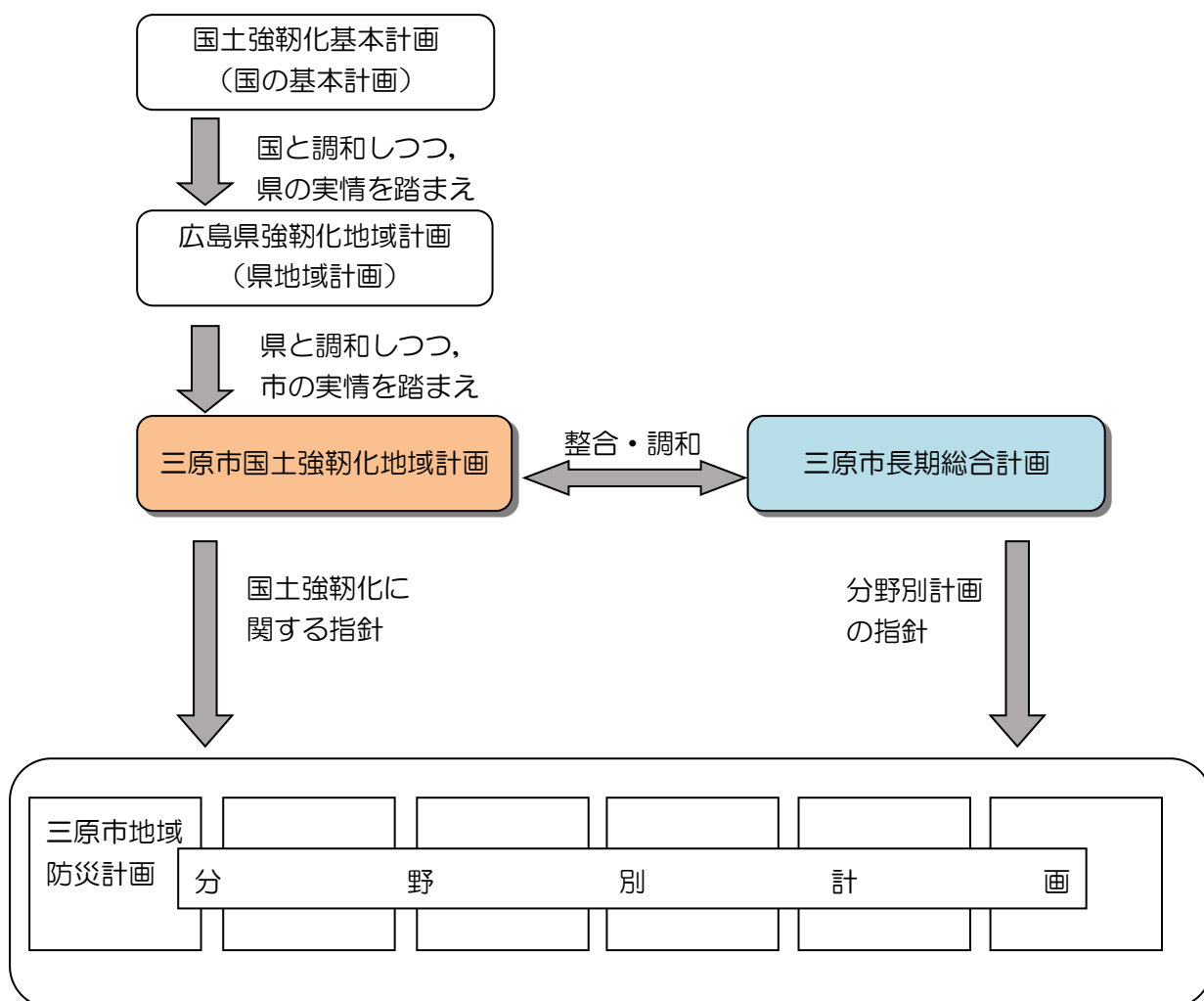
本計画は、国土強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付けるものである。そのため、各分野別計画はこの指針に基づき策定することとし、本計画の策定に当たっては、三原市長期総合計画（以下「市総合計画」という。）との整合及び調和を図ることとする。

国土強靱化基本法【抜粋】

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【参考図】三原市国土強靱化地域計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から概ね 5 年間とし、市総合計画との整合・調和を図るため、市総合計画（「基本構想（平成 27 年度～令和 6 年度）」及び「みはら元気創造プラン（基本計画）（後期：令和 2 年度～令和 6 年度）」）の見直し等のタイミングに配慮するとともに、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第 2 章 強靱化の基本的事項

1 想定するリスク

（1）本市の概況

ア 位置

本市は、広島県中央東部に位置し、東西約 29km、南北約 31km の広がりを持ち、面積は 471 km²である。東は尾道市、西は竹原市及び東広島市、北は世羅郡世羅町、南は海をはさんで尾道市の島しょ部及び愛媛県今治市に隣接している。

イ 地 勢

本市の地形は、中央南部に平野が展開しているほかは、大部分が山地であり、その中を沼田川、和久原川の本・支流及びその他の小河川が谷を刻み、小さな平坦面を各所に形成している。北部は、世羅台地又は中国中部台地と呼ばれる標高 300m～600mの台地上部の南端を占め、中国地方に見られる三段浸食平坦面の中位面に相当する吉備高原面にある。

河川は、和久原川が鉢ヶ峰と龍王山を分けて北東から南西への流路をもち、市街地東部を横断して三原湾に注いでいる。北部は、芦田川水系の御調川、江の川水系の吉原川、沼田川水系の椋梨川、徳良川、大草川が流れ、東広島市福富町に源を発する沼田川は、中小の河川を合わせて西部から南東へ向かって流れ、西部一帯の平地を形成させて瀬戸内海に注ぎ、河口に三角州を発達させて市街地の大部分を占める干拓を可能にした。

また、南方海上には佐木島、小佐木島などが点在し、瀬戸内海の多島景観の一部を形成している。

ウ 気 候

本市は、いわゆる瀬戸内式気候区に属し、温暖・多照寡雨といった特徴をもっている。年平均気温は 15℃前後、冬期月平均 5℃前後で、いずれも年による変化はほとんどない。

降水量は、梅雨と台風による影響が大きく、年による変化は大きい。平均年間降水量は南部で約 1,200mm、北部で約 1,300mmとなっている。湿度は割合に低く、75%を超える月は3か月程度である。

なお、本市北部の山間部は、特に冬の寒さが厳しく内陸的気候に近い。

エ 地 質

本市の地質の大部分が花崗岩で形成され、北部の山地は、流紋岩、凝灰岩、礫岩、砂岩と一部石灰岩を含む粘板岩で構成されている。

西部一帯の標高 200m前後の丘陵地や市街地周辺の山麓、和久原川の谷の西斜面、海面する緩斜面及び島しょ地域は、広島型風化花崗岩が分布している。

現在の市街地は、中小河川の堆積作用による扇状地、あるいは沼田川の三角州の干拓・埋立により形成されている。扇状地は和久原川、恵下谷川、小浦川、西野川の各河川により形成され、砂礫層からなっているが、面積的には小規模である。他の大部分は、沼田川河口の三角州の干拓・埋立によるもので、そのほとんどが軟弱なシルト粘土で構成されている。

(2) 過去の自然災害等

本市における過去の主な自然災害及び被害状況は、次表のとおりである。

表 過去の主な自然災害及び被害状況

年月日	要因	死者・行方不明者	負傷者	家屋 全半壊	床上・床下浸水、 一部損壊	山・がけ崩れ	堤防決壊・破損	道路・橋梁破損
昭和20年 9.17～9.18	枕崎台風 ※1	29	多数					
昭和35年 7.7～7.8	集中豪雨		9	14	951	2	134	149
昭和42年 7月	集中豪雨	20	42	155	12,860	836		40
昭和45年 8.21	台風10号		2	295	1,096		38	57
昭和60年 6.21～7.6	集中豪雨			5	383	41	93	221
平成11年 6.29～6.30	集中豪雨				172	39	7	22
平成13年 3.24	芸予地震		35	139		50		145
平成16年 8.30～8.31	台風16号			4	856			
平成16年 9.7～9.9	台風18号			2	397			
平成22年 7.13～7.15	集中豪雨	1		1	39	276	115	219
平成28年 6.21～6.29	集中豪雨				123	833	89	86
平成30年 7.5～7.7	集中豪雨 ※2	21	10	1,027	699	473	470	1,114

※1 昭和20年枕崎台風の被害は、旧1市3町史誌から確認できた内容を記載。家屋、インフラ等の被害については、詳細数が確認できなかったため、史誌と同様に「多数」と記載。

※2 平成30年7月豪雨による死者・行方不明者数は、令和2年11月1日現在における災害関連死者数（13人）を含む。

(3) 想定される災害

ア 風水害

台風や集中豪雨等による風水害に関しては、洪水及び高潮による浸水、大雨による土砂災害が想定される。各被害想定については、三原市総合防災ハザードマップ及び三原市土砂災害（特別）警戒区域図並びに広島県が指定している高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域を参照する。

なお、参考として本市で記録された最大雨量等は、次表のとおりである。

表 最大雨量等

	数値	備考
最大60分雨量	55.5mm	平成30年7月豪雨（気象台 本郷観測所）
最大24時間雨量	208mm	同上（気象台 本郷観測所）
降り始めからの総雨量	492mm	同上（3日 0時～8日 12時、甲原観測所）
最高潮位	459cm	平成16年台風16号（糸崎港 目視による実測潮位）

イ 地震

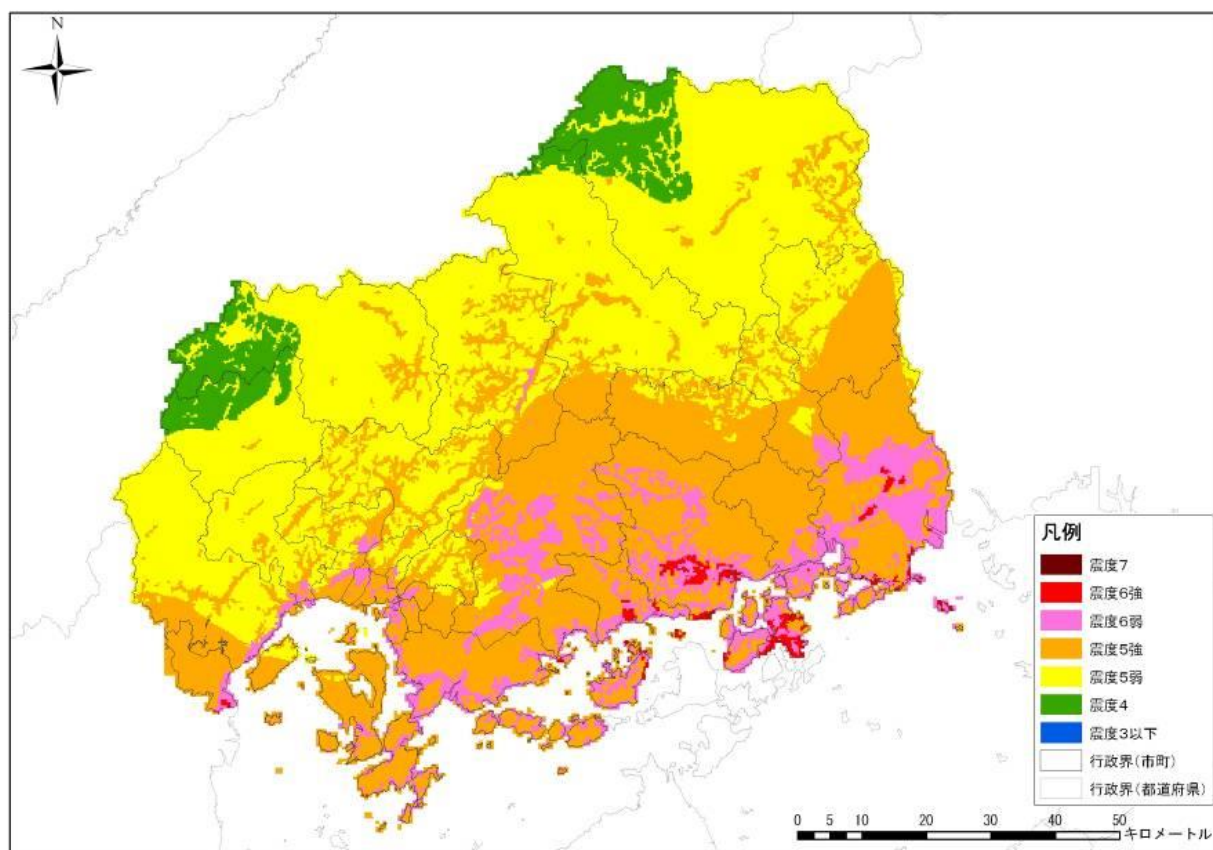
平成 13 年の芸予地震は、マグニチュード 6.7、三原市で震度 5 強を観測した。

また、「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25 年 10 月広島県）による、南海トラフ巨大地震の被害想定等は、次のとおりである。なお、津波に関しては広島県が指定している津波災害警戒区域図を参照する。

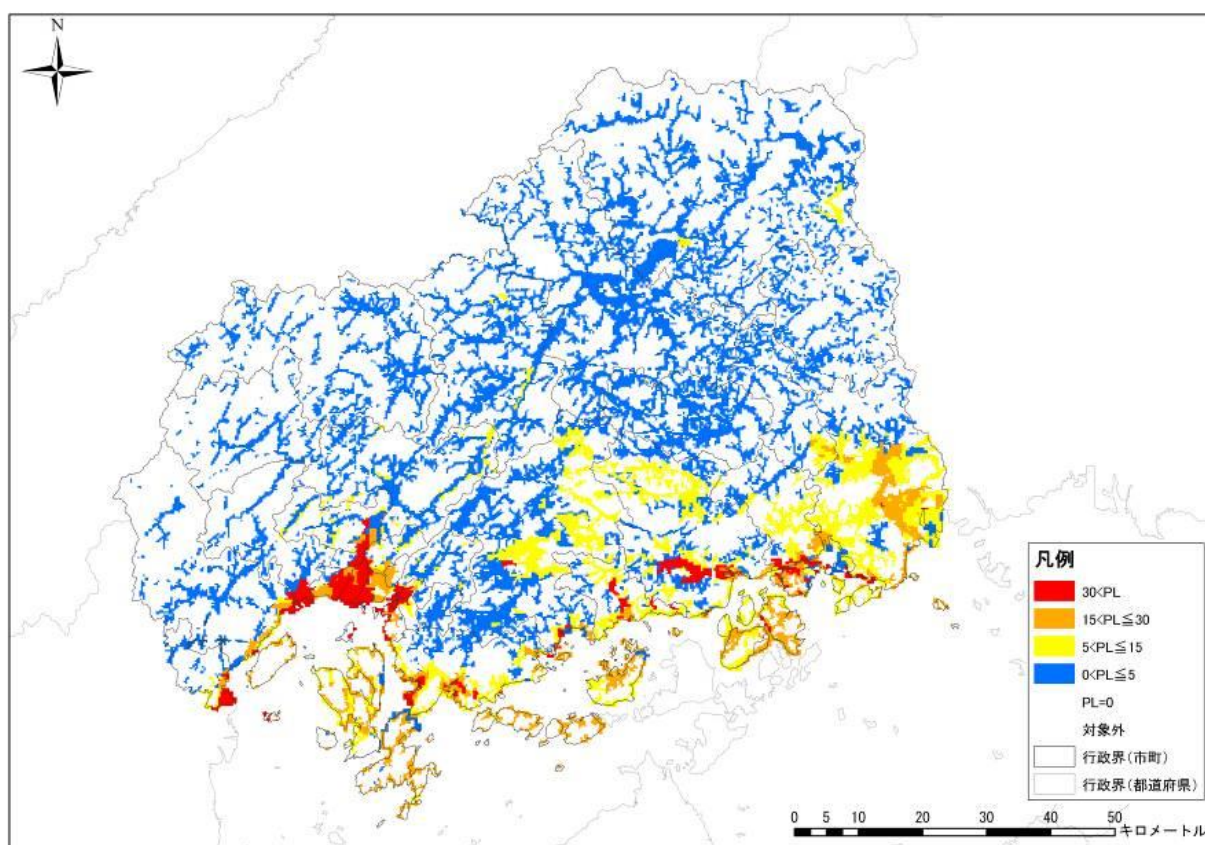
■被害想定結果一覧表（三原市） ※冬、18時、風速11m/s

想定項目		想定地震		南海トラフ巨大地震
				陸側ケース 津波ケース 5
		マグニチュード		9.0
		地震タイプ		プレート間
地震動 液状化	震度6弱以上のエリアの面積率			30.4%
	液状化危険度面積率（PL＞15 の面積率）			5.4%
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所		162
	②地すべり			1
	③山腹崩壊			112
津波被害	津波の浸水面積 1cm 以上（ha）			712
建物被害	全壊の主な原因			揺れ
	全壊棟数（棟）			5,242
	半壊棟数（棟）			15,799
	焼失棟数（棟）			18
人的被害	死者数（人）			1,044
	負傷者数（人）			2,558
	重傷者数（負傷者の内数）（人）			381
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）			86,539
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）			20,030
	電力（直後の停電軒数）			6,056
	通信（直後の固定電話不通回線数）			3,766
	ガス（1日後の供給停止戸数）			0
交通施 設被害	道路（被害箇所数）			136
	鉄道（被害箇所数）			99
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）			14,253
	帰宅困難者（人）			5,602
	食糧の不足量（当日・1日後）（食）			51,310
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）			314
災害廃棄物	廃棄物発生量	可燃物（万 t）		9
		不燃物（万 t）		29
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）			9
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）			2,913
	危険物施設の被害箇所数（箇所）			10
	文化財の被害軒数（件）			1
	孤立集落（集落）			0
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）			4
	重要施設	①災害対策本部等	使用に支障のある施 設数（棟）	6
		②避難拠点施設		25
		③医療施設		5
経済被害	民間（億円）			4,229
	準公共（億円）			40
	公共（億円）			449

■南海トラフ巨大地震の震度分布



■南海トラフ巨大地震の液状化危険度分布



(4) 対象とする大規模自然災害等

本計画において想定する大規模自然災害等については、本市の地理的・自然的条件、過去の自然災害の状況等を勘案し、次のとおりとする。

- 台風や集中豪雨等による風水害
 - ・洪水による浸水
 - ・大雨による土砂災害
 - ・高潮による浸水
- 豪雪による災害
- 地震による災害

2 めざすべき将来像

市総合計画においては、基本理念に基づき『行きたい 住みたい つながりたい 世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら』を将来像と定め、その実現に向け、5つの基本目標を定めている。

本計画は、市総合計画と整合・調和を図りつつ策定するものであり、基本目標の1つである「安心して快適・安全に住み続けられるまち」をより強固に補完するものとして、本計画におけるめざすべき将来像として位置付ける。

3 基本目標

国土強靱化基本法第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることから、法の趣旨を踏まえ、国の基本計画及び県地域計画との調和を図り、本市のめざすべき将来像を実現するための基本目標を、次の4項目とする。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- 4 迅速な復旧・復興に資すること

4 事前に備えるべき目標

4つの基本目標に対し、1の(4)の対象とする大規模自然災害等を想定して、より具体的に達成するための事前に備えるべき目標として、国の基本計画及び県地域計画との調和を図り、次の8項目を設定する。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 リスクシナリオと脆弱性評価

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本計画におけるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国の基本計画及び県地域計画を基本としつつ、本市の実情を踏まえ、次の38項目を設定した。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備等）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃
	7-6	農地・森林等の被害による市土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

2 脆弱性評価

1で設定したリスクシナリオに対し、別表「リスクシナリオごとの脆弱性評価と具体的施策」のとおり脆弱性を評価した。

第4章 今後の施策（リスクへの対応方針）

第3章の2の脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避し、4つの基本目標を達成し、本市のめざすべき将来像の実現に向けて、別表「リスクシナリオごとの脆弱性評価と具体的施策」に掲げる具体的施策（全163施策。再掲含む。）を今後取り組むことにより、本市の国土強靱化を推進する。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		具体的施策数 （再掲含む）
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生	30
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	7
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	4
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	6
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	4
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	8
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	8
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	1
2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	2
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	5

	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	具体的施策数 （再掲含む）
2-7	劣悪な避難生活環境，不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	9
3-1	被災による司法機能，警察機能の大幅な低下による治安の悪化，社会の混乱	2
3-2	市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	5
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	2
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し，情報の収集・伝達ができず，避難行動や救助・支援が遅れる事態	4
5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	2
5-2	重要な産業施設の損壊，火災，爆発等	4
5-3	幹線が分断するなど，基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	4
5-4	食料等の安定供給の停滞	2
6-1	電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備等）や都市ガス供給，石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	1
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	1
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	6
6-4	基幹的交通から地域交通網まで，陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	3
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	1
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	7
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	2
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	4
7-4	ため池，防災インフラ，天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	3
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市土の荒廃	2
7-6	農地・森林等の被害による市土の荒廃	5
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	3
8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊，より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	5
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	4
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失，地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	1
8-5	事業用地の確保，仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	2
8-6	風評被害や信用不安，生産力の回復遅れ，大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響	1

第5章 取組の重点化の検討

本計画では、国の基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、影響の大きさや緊急度の観点から、回避を優先する21のリスクシナリオを次のとおり選定した。なお、重点的に取り組む具体的施策は、別表「リスクシナリオごとの脆弱性評価と具体的施策」のとおりである。

【人命保護に直接関わる13のリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標	回避を優先するリスクシナリオ
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

【行政機能の大幅な低下につながる1のリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標	回避を優先するリスクシナリオ
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 市の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【市民生活に必要なライフライン等が確保できない7のリスクシナリオ】

事前に備えるべき目標	回避を優先するリスクシナリオ
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下 5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

第6章 計画の推進等

1 計画の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、各部署間の相互調整を図りながら、一丸となって取り組むものとする。

なお、本計画の進捗管理については、毎年度それぞれのリスクシナリオごとの施策の取組内容及び指標の現状を把握し、今後の効果的な施策推進に繋げるものとする。

2 国、県、関係機関との連携

本計画を着実に推進するため、国、広島県、近隣市町、自主防災組織、民間事業者等と連携し、ハード・ソフト両面において強靱化に取り組むものとする。

なお、県地域計画に掲載されている施策のうち、本市に関連するものについては、本市も積極的に連携し、もって本市の強靱化に資するよう取り組むものとする。

3 計画の見直し

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、国、広島県における施策の動向や市総合計画をはじめとする他の分野別計画等における毎年度の施策と整合を図る観点から、必要に応じて計画内容の修正を行うものとする。

また、本市の強靱化を国の基本計画及び県地域計画との整合を図りながら効果的に進めるため、これらの計画の改定等を踏まえ、必要に応じて本計画の改定を行うものとする。

別表 リスクシナリオごとの脆弱性評価と具体的施策

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○三原市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）を策定し、公共施設等（建物施設・インフラ施設）の改修、更新などを計画的・効果的に推進することにより、施設総量の適正化、施設の安全性や利便性の向上、持続可能な財政運営の中での公共施設等のサービス提供に向けて公共施設等マネジメントを推進している。	○市が管理する施設等においては、耐震基準を満たさない施設や老朽化した施設があり、南海トラフ巨大地震などの大規模な地震等に対応するため、耐震化、長寿命化、大規模修繕、移転、建替え又は解体を進める必要がある。 ○特に、防災拠点施設や指定緊急避難場所等に指定されている施設については、それらの特性を踏まえた対応を進める必要がある。	○市が管理する施設等について、耐震化等に取り組む。 ○三原市公共施設等総合管理計画その他の計画に施設の耐震化等の方向性が定められている場合は、それらの計画に基づく取組を進める。 ○防災拠点施設、指定緊急避難場所等に指定されている施設については、それらの特性も考慮した取組を進めるよう努める。	—	—	—	—	—	—		
○第2期三原市耐震改修促進計画（平成28年3月）に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。	○南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では震度4から6強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本市の建築物の耐震化率は全国に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。	○住宅・建築物の耐震診断受診を促進すると共に、耐震性の乏しい住宅・建築物に対して耐震補強、建替え、除却工事への支援を国、県と連携して耐震化を促進する。 ○住宅・建築物安全ストック形成事業の推進により耐震化を促進する。	○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○住宅の耐震化率	82.5% (H27) 72.3% (H27)	85% (H27) 82% (H27)	90% (R3) 79% (R3)	三原市耐震改修促進計画 （第2期計画）	7-1 7-3 8-2		
○三原市営住宅長寿命化計画（令和2年3月改定）に基づき、市営住宅の計画的な建替えや維持管理等を適切に実施している。	○老朽化した市営住宅の増加が見込まれる。 ○耐震性に問題のある市営住宅が多い。	○耐震改修、建替え又は用途廃止に取り組むため、三原市営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総合改善事業、改善推進事業及び地区整備事業を推進する。	—	—	—	—	三原市営住宅長寿命化計画	8-5		
○今後も継続的な利用を行う学校施設については、統一的な基準に基づき中長期的な保全計画を作成し、これまでの対処療法的な保全を改め、計画的な予防保全を実施することとしている。	○学校施設の経年劣化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に備えるためには、「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換や、「改築」から「長寿命化改修」への転換などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。	○学校施設について、長寿命化を図るため、今後も継続的な利用を行う施設の中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を実施するなど具体的な取組等を定めた個別施設計画を令和2年度末までに策定する。	—	—	—	—	（仮称）三原市 学校施設 長寿命化計画	—		
○保健福祉推進のため、保健施設4施設、集会施設4施設を運営している。	○経年劣化の状況に応じて、大規模修繕又は建替えを行う必要がある。	○経年劣化した保健施設及び集会施設について、大規模修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	—	—		
○子育て及び保護者の就労を支援するため、公立保育所9施設と公立認定子ども園2施設を運営している。 ○同様に放課後児童クラブ35施設を運営している。	○特に保育所4施設について、老朽化が進んでおり、大規模修繕・建替え等を行う必要がある。 ○同様に、放課後児童クラブ5施設について、老朽化が進んでおり、大規模修繕・建替え等を行う必要がある。	○老朽化した保育所4施設及び放課後児童クラブ5施設について、大規模修繕又は建替えを実施する。	大規模修繕等実施率	0	—	100%	第3期幼稚園・保育所等適正配置実施計画	—		
○住民組織の活動活性化のため、コミュニティホーム19施設及び健康増進施設を運営している。	○コミュニティホーム19施設及び健康増進施設について、老朽化の状況に応じて、建替え等を行う必要がある。	○老朽化したコミュニティホーム及び健康増進施設の修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	三原市長期総合計画	—		
○社会教育法に基づいて、学習の機会の提供及びその奨励のため、社会教育施設（公民館・コミュニティセンター18施設、図書館5施設、生涯学習施設5施設、青少年教育施設3施設）を運営している。	○社会教育施設について、経年劣化の状況に応じて、大規模修繕又は建替えを行う必要がある。	○経年劣化した社会教育施設について、大規模修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	—	—		
○住民のスポーツ活動の推進のため、スポーツ施設6施設を運営している。	○スポーツ施設について、経年劣化の状況に応じて、大規模修繕又は建替えを行う必要がある。	○経年劣化したスポーツ施設について、大規模修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	三原市スポーツ推進計画	—		
○文化芸術活動の拠点及び憩いの場として、三原市芸術文化センターを運営している。また、令和2年3月に長寿命化計画を策定し、施設及び設備の総合的な維持管理を計画的に令和3年度から実施していくこととしている。	○三原市芸術文化センターの劣化した部位・部品や機器などについて、更新や修繕を行う必要がある。	○長寿命化計画に基づき、防災や安全上に考慮し、安心安全に施設運営が出来るよう更新及び修繕を実施する。	—	—	—	—	三原市芸術文化センター「ボボロ」長寿命化計画	—		
○来館者に三原の歴史と文化について理解を深めてもらうため、歴史民俗資料館を運営している。	○歴史民俗資料館2施設について、経年劣化の状況に応じて、大規模修繕又は建替え等を行う必要がある。	○経年劣化した社会教育施設について、大規模修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	—	—		
○学校給食法に基づいて、全小中学校の児童生徒を対象に安全な給食提供を実施するため、共同調理場等を運営している。	○共同調理場1施設について、経年劣化が進んでおり、大規模修繕又は建替え等を行う必要がある。	○経年劣化した共同調理場について、大規模修繕又は建替えを実施する。	—	—	—	—	—	—		
○第二種社会福祉施設（人権文化センター）3施設及び集会施設5施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）及び耐震診断の結果を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。	○築40年以上経過した旧耐震新基準で設計、建築された建物が主で老朽化が進んでいる。災害時の利用者の安全の確保、また避難所として運用することもある。（平成30年水害実績有）さらに児童クラブとして運営している箇所もあり、耐震性の確保は必要である。	○令和2年度に大和人権文化センターの耐震診断を実施する。 ○令和3年度に明神会館の耐震診断を実施予定。耐震性が不足する場合は、耐震設計、工事もしくは建物の建替えなどの措置を実施する。	—	—	—	—	—	—		

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○消防施設等整備事業として、消防活動に必要な不可欠な消防車両、資機材等を整備し災害対応に支障を来たさめよう整備している。	○大規模災害発生に備え、計画的に消防装備品の充実と消防車両の更新を行い、消防体制の強化と、消防力の整備を図る必要がある。	○消防ポンプ自動車の更新 ○救急自動車の更新 ○小型動力ポンプ、積載車の更新 ○消防署・消防団装備、資器材等の整備	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	2-3 7-1	
○大規模災害発生時に、消防水利が確保できず迅速な消火活動が不能になるのを防ぐため、消火栓、防火水槽等、消防水利の整備を行っている。	○大規模災害発生時に備え、計画的な消火栓と防火水槽の整備を行い、消防水利施設の増強を図る必要がある。	○耐震性防火水槽の設置 ○消火栓の設置、整備	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、消防水利整備計画	2-3	●
○災害対応の拠点となる消防署所・消防屯所等の適切な維持管理を行うとともに地域防災力の強化を図っている。	○施設保全に努めるとともに、防災拠点としての地域バランスを踏まえ、更新及び統廃合を計画的に実施し、地域防災力の強化を図っていく必要がある。	○消防署所・屯所等の建替え及び改修 ○地域バランスを考慮した統廃合	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	2-3 7-1	●
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。	○地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート） ○重要路線上にある橋梁の耐震補強 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期総合計画	2-1 2-5 8-3	●
○密集市街地において、震災時等に大規模な火災を防ぐため、市街化区域内の公園緑地整備、土地区画整理事業等を通じた挟隘道路の解消、避難・延焼遮断空間の確保等の推進等を実施し、早期に最低限の安全性の確保に努めている。	○震災時等に想定される大規模な火災から、最低限の安全性を確保する必要がある重点的に改善すべき密集市街地が存在する。	○密集市街地において、震災時等に大規模な火災を防ぐため、市街化区域内の公園緑地整備、土地区画整理事業等を通じた挟隘道路の解消、避難・延焼遮断空間の確保等の推進等を実施し、早期に最低限の安全性の確保をめざす。	—	—	—	—	—	—	
○都市計画道路など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。	○都市計画道路など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を進める必要がある。	○都市計画道路など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。	—	—	—	—	—	—	●
○土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災時等の一次避難地として施設緑地の適切な配置を推進している。	○土砂流出などの自然災害の防止や地震・火災時等の一次避難地確保のため、樹林地や施設緑地を適切に配置する必要がある。	○土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置するとともに、地震・火災時等の一次避難地として整備すべき都市公園等施設緑地の適切な配置を推進する。	—	—	—	—	—	—	
○大規模災害発生時に必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を推進している。	○地域住民が円滑に避難できるように避難地・避難路を確保する必要がある。	○大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を推進する。	住民一人当たり 都市公園面積	4.4㎡/人	10.6㎡/人	5.0㎡/人	—	—	
○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を、広島県と連携を図りながら推進している。	○住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、感震ブレーカ設置の促進及び家具の転倒防止等の取組を広島県と連携を図りながら推進する。	—	—	—	—	—	7-3 8-2	
○空き家の活用を促すため、空き家活用モデル支援事業や空き家バンク事業等を実施している。	○空き家は使用されないことで老朽化が進行し、災害時に倒壊等が懸念されるため、空き家の活用を推進する必要がある。	○空き家活用の手本となるモデル構築を支援する。 ○空き家の家財整理や移住者による空き家の取得費や改修費を補助するなど、空き家バンク事業やファーストマイホーム事業を推進し、空き家の活用を促す。	空き家バンク登録物件 の年間成約件数	24件 (H30)	—	33件 (R6)	三原市空家等 対策計画	7-3	
○老朽危険空き家を解体し、生活環境の保全や災害の防止を図るため、老朽危険空き家の除却費用に対する補助を実施している。	○適正に管理されていない空き家が増加しているため、適正な管理又は除却を推進する必要がある。	○危険な空き家の所有者等を特定し、指導することにより、適正な管理又は除却を促す。 ○老朽危険空き家除却補助事業により、老朽危険空き家の除却を促す。	特定空家等の件数	65件 (H31)	—	38件 (R6)	三原市空家等 対策計画	7-3	
○地域介護・福祉空間整備推進補助金及び地域医療介護総合確保事業補助金を活用して介護保険施設整備の助成を行っている。	○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する介護保険施設について、安全の確保が必要となる。	○介護保険施設について、新たに補助金を活用して整備する場合は、安全性を確認する。	—	—	—	—	—	1-2 1-3 1-4 1-5	
○避難行動要支援者に係る個別計画策定を促進するなど要配慮者の避難支援体制を整備している。 ○被災時における施設入所者の避難先確保等、社会福祉施設及び病院等の体制整備を促進している。	○近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制づくり及び個別計画の策定を進める動きかけが必要である。	○災害発生時において、支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう、同意者名簿の提供を行うため協定締結団体を増やし、地域の避難支援体制づくりにつなげる。 ○社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。	協定締結団体数	54団体 (H30)	—	108団体 (R6)	三原市長期 総合計画	1-2 1-3 1-4 1-5	●
○自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	○大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の活動支援 ○地域における防災訓練の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場における防災訓練、防災教育等の実施	自主防災組織活性化率	59% (H31)	—	80% (R6)	—	2-3 4-3 7-1 8-3	

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○若者や女性が活動しやすい消防団を作ることとを目的とした組織再編を行うとともに、機能別団員制度を導入し、消防団員の定員確保に努めている。	○消防団員の多くが、生業がサラリーマンということもあり、平日日中における団員の参集率は年々減少傾向にある。平日日中の参集率を上げるため、機能別団員（退団団員・勤務地団員）の充実強化を図る必要がある。	○退団者の再入団促進 ○市内事業所への消防団活動に対する理解と促進（勤務地団員） ○消防団協力事業所の拡充 ○自主防災組織との連携強化	消防団員数の維持	1,311 (R1)	—	1,369 (R6)	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	2-3 7-1	●
○住民生活の安全安心のため、住宅防火対策の推進や消防用設備等の設置促進により、被害の軽減を図るとともに、予防査察による火災予防思想の普及啓発を行っている。	○町内会ごとの住民防災組織の組織強化が必要である。 ○震災等、大規模災害の火災発生を想定した啓発や繰返し訓練が必要である。 ○住宅密集地や沿岸部の防火対策が必要である。	○初期消火体制の強化 ①消火器などの普及 ②自主防災体制の強化 ○出火防止知識の普及 ○住宅用火災警報器の設置促進	出火率の軽減	6.68件/人 口万人 (H31)	—	6.08件/人 口万人 (R6)	三原市地域防災計画、三原市消防力整備計画	—	
○三原市災害対応行動要領をはじめとした各種マニュアルについて、毎年度内容を精査し、必要に応じて改定している。	○大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定したマニュアルの整備、平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実等を通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	○災害対応行動要領の点検、検証、見直し ○職員の防災に関する訓練の実施	職員訓練実施回数	1回/年 (R2)	—	1回/年 (R6)	—	2-3 3-2 7-2	

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県において推進している。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のため、広島県において耐震強化岸壁の計画的な整備が必要である。	○港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県とともに推進していく。	—	—	—	—	—	2-1 5-2 5-3 6-4	
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。 ○漁港2港を有し、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図ることとしている。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のためにも漁港施設の機能保全が必要となる。	○漁港施設の整備・機能保全を図るとともに災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。	—	—	—	—	—	2-1 5-2 5-3 6-4	
○既存の漁港施設に対して老朽化対策を実施しているほか、機能診断・機能保全計画の策定を実施している。 ○漁港区域内においても、海岸保全施設の機能診断・機能保全計画の策定を実施している。	○水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要である。 ○また漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備及び機能保全を進めていく必要がある。	○漁港施設の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の整備や計画的・効率的な維持管理を行うため、ストックマネジメント計画に基づいた漁港施設の機能保全対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設の整備及び機能保全を実施していく。	—	—	—	—	—	5-4	
○地域介護・福祉空間整備推進補助金及び地域医療介護総合確保事業補助金を活用して介護保険施設整備の助成を行っている。	○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する介護保険施設について、安全の確保が必要となる。	○介護保険施設について、新たに補助金を活用して整備する場合は、安全性を確認する。	—	—	—	—	—	1-1 1-3 1-4 1-5	
○避難行動要支援者に係る個別計画策定を促進するなど要配慮者の避難支援体制を整備している。 ○被災時における施設入所者の避難先確保等、社会福祉施設及び病院等の体制整備を促進している。	○近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制づくり及び個別計画の策定を進める働きかけが必要である。	○災害発生時において、支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう、同意者名簿の提供を行うため協定締結団体を増やし、地域の避難支援体制づくりにつなげる。 ○社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。	協定締結団体数	54団体 (H30)	—	108団体 (R6)	三原市長期総合計画	1-1 1-3 1-4 1-5	●
○令和元年3月に三原市津波ハザードマップを更新し、津波による浸水想定区域を中心とした地区に配付し、津波災害・土砂災害の危険性について啓発している。	○高潮、津波のみならず、土砂災害や河川の浸水等から住民等が円滑かつ迅速に避難するため、各種災害に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。	○自主防災組織等と連携した住民等の緊急一時的な退避先の確保の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発の推進 ○自主防災組織設立の支援	—	—	—	—	—	—	
○南海トラフ地震防災対策計画における消防法、高圧ガス保安法並びに火薬類取締法に基づく避難計画策定義務者に対し、計画の策定を要請している。	○南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、県津波浸水想定図における津波浸水深30cm以上の区域で消防法に規定する消防計画又は予防規程、高圧ガス保安法に規定する危害予防規程、火薬類取締法に規定する危害予防規程を作成、変更及び提出が義務付けられている者に対しては、計画の策定及び提出がされており、新規該当対象物などがある場合は、適切に指導し計画を策定している。	○南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。	南海トラフ地震防災対策計画策定率	100% (R2)	—	100% (R6)	—	—	

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。 【1-1再掲】	○本市においては、地形的な制約から、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより幹線道路等においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備【1-1再掲】 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○重要路線上にある橋梁の耐震補強【1-1再掲】 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕【1-1再掲】 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策【1-1再掲】 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備【1-1再掲】	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期 総合計画	—	●
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、樹木繁茂・土砂堆積により河川の洪水氾濫を生じないよう、流下を阻害する樹木の伐採や堆積土砂の撤去を実施している。また、流下能力が不足し越水・溢水の恐れのある河川について、河道拡幅等の改修を実施している。	○洪水時の被害の最小化を図るため、河道を適正な状態に保つ必要がある。 ○洪水時に氾濫を生じないよう、河道拡幅や堤防のかさ上げにより、流下能力を確保する必要がある。	○パトロール等を通じて定期的に河川の状況を点検し、河道を適正な状態に保つよう維持管理する。 ○流下能力が不足し越水・溢水の恐れのある河川について、優先度や緊急度の高いものから整備していく。	河川改修の整備率	19% (H31)	—	100% (R06)	三原市長期 総合計画	—	●
○地域介護・福祉空間整備推進補助金及び地域医療介護総合確保事業補助金を活用して介護保険施設整備の助成を行っている。	○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する介護保険施設について、安全の確保が必要となる。	○介護保険施設について、新たに補助金を活用して整備する場合は、安全性を確認する。	—	—	—	—	三原市長期 総合計画	1-1 1-2 1-4 1-5	
○避難行動要支援者に係る個別計画策定を促進するなど要配慮者の避難支援体制を整備している。 ○被災時における施設入所者の避難先確保等、社会福祉施設及び病院等の体制整備を促進している。	○近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制づくり及び個別計画の策定を進める働きかけが必要である。	○災害発生時において、支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう、同意者名簿の提供を行うため協定締結団体を増やし、地域の避難支援体制づくりにつなげる。 ○社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。	協定締結団体数	54団体 (H30)	—	108団体 (R6)	三原市長期 総合計画	1-1 1-2 1-4 1-5	●

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○大規模盛土造成地の土地所有者等が必要に応じて滑動崩落防止工事などを実施するよう、変動予測調査を推進している。	○地震時等に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、耐震化を推進する必要がある。	○変動予測調査を推進することにより、必要に応じて、大規模盛土造成地の土地所有者等が滑動崩落防止工事などを実施することを促進する。	—	—	—	—	—	—	
○三原市森林整備計画（平成24年4月）を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。	○松枯れ被害が顕著なため、土砂流出などの山地災害の防止、水源のかん養、景観保全の観点から、被害状況を把握し、被害が少ない森林は被害木の伐倒駆除を行うなど、森林の保全を図る必要がある。	○皆伐予定地等における現地調査、施行の安全性の確認 ○環境貢献林整備事業の推進 ○里山林整備事業の推進	—	—	—	—	—	—	
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、急傾斜地崩壊危険区域において崩壊対策工事を実施している。	○本市は多くの土砂災害危険箇所（三原市地域防災計画附属資料）を抱えており、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。	○広島県との連携を強化し急傾斜地崩壊対策を推進する。	急傾斜地崩壊対策事業完了地区	2地区 (H31)	—	4地区 (R06)	三原市長期 総合計画	—	●
○山地災害を防止するため、家屋裏の小規模治山施設の整備を行っている。	○本市は多くの山地災害危険地区（三原市地域防災計画附属資料）を抱えており、小規模治山施設の整備等の対策には多く時間を要するため、広島県と連携しソフト対策にも取り組んでいく必要がある。	○人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、小規模治山施設を効果的に配置する。	—	—	—	—	—	—	
○地域介護・福祉空間整備推進補助金及び地域医療介護総合確保事業補助金を活用して介護保険施設整備の助成を行っている。	○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する介護保険施設について、安全の確保が必要となる。	○介護保険施設について、新たに補助金を活用して整備する場合は、安全性を確認する。	—	—	—	—	—	1-1 1-2 1-3 1-5	
○避難行動要支援者に係る個別計画策定を促進するなど要配慮者の避難支援体制を整備している。 ○被災時における施設入所者の避難先確保等、社会福祉施設及び病院等の体制整備を促進している。	○近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制づくり及び個別計画の策定を進める働きかけが必要である。	○災害発生時において、支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう、同意者名簿の提供を行うため協定締結団体を増やし、地域の避難支援体制づくりにつなげる。 ○社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。	協定締結団体数	54団体 (H30)	—	108団体 (R6)	三原市長期 総合計画	1-1 1-2 1-3 1-5	●

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○地域介護・福祉空間整備推進補助金及び地域医療介護総合確保事業補助金を活用して介護保険施設整備の助成を行っている。	○災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する介護保険施設について、安全の確保が必要となる。	○介護保険施設について、新たに補助金を活用して整備する場合は、安全性を確認する。	—	—	—	—	—	1-1 1-2 1-3 1-4		
○避難行動要支援者に係る個別計画策定を促進するなど要配慮者の避難支援体制を整備している。 ○被災時における施設入所者の避難先確保等、社会福祉施設及び病院等の体制整備を促進している。	○近年の災害では、要配慮者が犠牲になるケースが目立つため、要配慮者に対する避難支援体制づくり及び個別計画の策定がすすめる働きかけが必要である。	○災害発生時において、支援が必要な高齢者等が安全に避難できるよう、同意者名簿の提供を行うため協定締結団体を増やし、地域の避難支援体制づくりにつなげる。 ○社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。	協定締結団体数	54団体 (H30)	—	108団体 (R6)	三原市長期 総合計画	1-1 1-2 1-3 1-4	●	
○災害発生時における福祉避難所の設置運営について、社会福祉法人と協定を締結している。 ○HP、市広報誌、出前講座等を通して、市民が災害情報や避難情報を迅速に入手する上で有効な手段である三原市メール配信システム登録を促進している。	○福祉避難所へ避難する対象の選定や移送の確保が必要である。 ○特に平成30年7月豪雨災害以降、登録件数は増加傾向にあるが、さらなる普及を図るとともに、高齢者等への当該システム登録方法の周知を十分に行う必要がある。	○福祉避難所へ避難する対象及び避難の手順について検討する。 ○報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知や防災行事を通じた普及啓発など、市民が日頃、接する機会が多い手段を通じて、さらなるメール登録を促進する。 ○メール配信システムとSNSなどを連携し、伝達手段の多重化を図る。 ○メール登録の需要拡大に伴い、メール配信システムの登録上限数を拡充し、より多くの市民への情報配信を図る。	—	—	—	—	—	2-6 2-7		
			メール配信システム及びSNSの登録件数	18,541件 (H31)	—	30,000件 (R6)	—	4-2		
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。	○地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート） ○重要路線にある橋梁の耐震補強 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期 総合計画	1-1 2-5 8-3	●	
○災害時において、停電により管理上支障が生じる恐れのある道路施設について、停電対策を実施している。	○本市が管理する道路照明の多くは発光効率が高く寿命が短い従来型の光源を使用しているため、省エネ型の照明に更新することで、震災等の発生時に大規模停電によるブラックアウトのリスクを抑える必要がある。	○従来型の光源を使用している道路照明についてLED化を図り、停電対策を推進する。	道路照明のLED化率	14.0% (R02)	—	100.0% (R06)	—	—	●	
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県において推進している。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のため、広島県において耐震強化岸壁の計画的な整備が必要である。	○港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県とともに推進していく。	—	—	—	—	—	1-2 5-2 5-3 6-4		
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。 ○漁港2港を有し、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図ることとしている。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のためにも漁港施設の機能保全が必要となる。	○漁港施設の整備・機能保全を図るとともに災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。	—	—	—	—	—	1-2 5-2 5-3 6-4		
○老朽化した水道施設の更新事業を実施するため、平成30年3月に三原市水道事業経営戦略(H30年～R9年)を策定している。その中で、救急告示病院を重要施設と位置付け、優先的に更新事業を実施(耐震化)することで耐震化率の向上を図り、供給停止期間を最小限に留める。また、供給停止期間中は応急給水活動を実施し負傷者処置等が継続できるよう努めている。	○南海トラフ等の地震に対応するため施設の耐震化を図っていたが、平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫等による水害により市内全域が断水となったことから、様々な災害に対応できる施設整備が必要である。しかし、給水人口の減少や節水機器の普及等による減収に加え、老朽化した水道施設更新費用の増加による経営の悪化及び水道技術職員の大量退職による技術力の低下が懸念される。また、組織のスリム化による職員削減により防災及び災害対応に遅れが生じている。	○三原市水道事業経営戦略に基づき、水道管の耐震化率の向上及び、同計画の進捗率の向上を図るが、今後の収支状況を見極め、同計画の中間期(R4年度)にはローリングが必要である。また、被災時の応急給水活動や被災調査は水道部職員だけでは対応ができないことから、災害協定締結事業者との連携強化及び地域自主防災組織等との協働による連携を図る。	水道管の耐震化率 三原市水道事業経営戦略の進捗率	31.0% (H31) 8.1% (H31)	20.2% (H30広島県平均) —	35.9% (R6) 59.6% (R6)	三原市長期 総合計画 三原市水道事業 経営戦略	—	●	

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
〇県内市町及び備後圏域の近隣市町のみならず、親善都市、姉妹都市等をはじめとした他自治体並びに民間事業者と人的・物的支援に関する協定を締結し、災害時の支援等について体制を整備している。	〇大規模災害発生時において行政間及び民間事業者との間で、迅速かつ的確に応急措置等の支援等を実施するため、人的・物的支援に支障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。 〇現在締結している協定以外にも、あらゆる業種等における支援等の可能性を模索し、新たに協定を締結し、災害時の体制を整備する必要がある。	〇大規模災害発生時の人的・物的支援について、行政、民間問わず顔の見える関係を構築し、関係を強化していく。 〇必要に応じて、新たな協定を締結していく。	—	—	—	—	—	3-2	
〇地域福祉活動計画（三原市社会福祉協議会）に基づいて、災害時の被災者支援のための日常的なネットワークづくりを進めている。	〇被災者支援を円滑に行うためには、地域活動団体や市民活動団体、NPO法人など様々な機関の協力が欠かせない。	〇被災者生活サポートボランティアセンター機能強化に向けたネットワークのあり方を検討する。	—	—	—	—	第4次地域福祉活動計画 (三原市社会福祉協議会)	2-7	
〇災害時の避難者に対応するため、各避難所において食料、飲料水等を備蓄している。	〇備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。	〇避難所等における備蓄スペースの確保、非常用物資、資器材等の整備 〇自主防災組織、町内会、自治会等における備蓄の普及啓発及び支援（共助による備蓄促進） 〇住民における備蓄の普及啓発（自助による備蓄促進）	食料、飲料水備蓄量	16,000人 日分（R2）	—	16,000人 日分（R4）	地域防災拠点 備蓄計画	2-2 2-4 2-7	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
〇災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。 【1-1再掲】	〇本市においては、山あい以小規模な集落が分散して形成され、幅員の狭い道路で結ばれている集落が多く、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより通行不能箇所が多く発生し、孤立集落が同時多発する可能性がある。	〇広島県との連携強化による市道の計画的な整備【1-1再掲】 〇5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 〇点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 〇重要路線上にある橋梁の耐震補強【1-1再掲】 〇点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕【1-1再掲】 〇点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策【1-1再掲】	①市道の改良率 ②橋梁の補修率	①56.5% (H31) ②53% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06)	三原市長期 総合計画	—	●
〇災害時の避難者に対応するため、各避難所において食料、飲料水等を備蓄している。	〇備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。	〇避難所等における備蓄スペースの確保、非常用物資、資器材等の整備 〇自主防災組織、町内会、自治会等における備蓄の普及啓発及び支援（共助による備蓄促進） 〇住民における備蓄の普及啓発（自助による備蓄促進）	食料、飲料水備蓄量	16,000人 日分（R2）	—	16,000人 日分（R4）	地域防災拠点 備蓄計画	2-1 2-4 2-7	

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
〇災害対応の拠点となる消防署所・消防屯所等の適切な維持管理を行うとともに地域防災力の強化を図っている。	〇施設保全に努めるとともに、防災拠点としての地域バランスを踏まえ、更新及び統廃合を計画的に実施し、地域防災力の強化を図っていく必要がある。	〇消防署所・屯所等の建替え及び改修 〇地域バランスを考慮した統廃合	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 7-1	●
〇消防施設の充実強化のため、三原市地域防災計画には消火・救急・救助体制の整備について定めている。 〇消防力を強化するために三原市消防力整備計画では、南海トラフ地震及び平成30年7月豪雨等による大規模災害を想定した消防署所の整備を示している。	〇H30年7月豪雨の河川氾濫により西部分署の庁舎等が被災し、長期間にわたる消防活動が機能低下した。 〇ハザードマップに浸水想定されている二級河川沼田川（支流を含む）は、洪水被害が多発している。 〇消防署所には、旧耐震基準で建てられた施設がある。	〇耐震基準を満たすために施設の耐震化又は移転を検討する。 〇消防力の機能低下となる浸水想定区域内の消防施設については、ハザードマップ等を考慮し移転を検討する。	火災・救急・救助の 現場到着所要時間	9分	—	8.7分	三原市長期総合計画、三原市地域防災計画、三原市消防力整備計画	3-2 7-1	●
〇消防施設等整備事業として、消防活動に必要不可欠な消防車両、資器材等を整備し災害対応に支障を来さぬよう整備している。	〇大規模災害発生に備え、計画的に消防装備品の充実と消防車両の更新を行い、消防体制の強化と、消防力の整備を図る必要がある。	〇消防ポンプ自動車の更新 〇救急自動車の更新 〇小型動力ポンプ、積載車の更新 〇消防署・消防団装備、資器材等の整備	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 7-1	●

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○大規模災害発生時に、消防水利が確保できず迅速な消火活動が不能になるのを防ぐため、消火栓、防火水槽等、消防水利の整備を行っている。	○大規模災害発生時に備え、計画的な消火栓と防火水槽の整備を行い、消防水利施設の増強を図る必要がある。	○耐震性防火水槽の設置 ○消火栓の設置、整備	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、消防水利整備計画	1-1	●
○大規模災害発生時に、甚大な被害が広範囲に及び、本市の消防力だけでは対応できない事態となった場合に備え、県内広域消防相互応援協定、緊急消防援助隊受援計画等により広域応援体制を整備している。	○発災時に他消防局（本部）との応援・受援等が円滑に進むための体制を整備する必要がある。	○大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の車両の整備や合同訓練の参加により体制強化を図る。 ○県内広域消防相互応援協定や緊急消防援助隊にかかる応援・受援計画等の見直しを行う。	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防本部応援派遣・受援計画	7-1	●
○自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	○大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の活動支援 ○地域における防災訓練の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場における防災訓練、防災教育等の実施	自主防災組織活性化率	59% (H31)	—	80% (R6)	—	1-1 4-3 7-1 8-3	
○若者や女性が活動しやすい消防団を作ることを目的とした組織再編を行うとともに、機能別団員制度を導入し、消防団員の定員確保に努めている。	○消防団員の多くが、生業がサラリーマンということもあり、平日日中における団員の参集率は年々減少傾向にある。平日日中の参集率を上げるため、機能別団員（退団団員・勤務地団員）の充実強化を図る必要がある。	○退団者の再入団促進 ○市内事業所への消防団活動に対する理解と促進（勤務地団員） ○消防団協力事業所の拡充 ○自主防災組織との連携強化	消防団員数の維持	1,311 (R1)	—	1,369 (R6)	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 7-1	●
○三原市災害対応行動要領をはじめとした各種マニュアルについて、毎年度内容を精査し、必要に応じて改定している。	○大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定したマニュアルの整備、平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実等を通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	○災害対応行動要領の点検、検証、見直し ○職員の防災に関する訓練の実施	職員訓練実施回数	1回/年 (R2)	—	1回/年 (R6)	—	1-1 3-2 7-2	

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○災害時の避難者に対応するため、各避難所において食料、飲料水等を備蓄している。	○備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。	○避難所等における備蓄スペースの確保、非常用物資、資器材等の整備 ○自主防災組織、町内会、自治会等における備蓄の普及啓発及び支援（共助による備蓄促進） ○住民における備蓄の普及啓発（自助による備蓄促進）	食料、飲料水備蓄量	16,000人 日分（R2）	—	16,000人 日分（R4）	地域防災拠点備蓄計画	2-1 2-2 2-7	

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○医療機関との災害時における協力体制を構築している。 ○各種マニュアルについて、毎年度内容を精査し、必要に応じて改定している。	○大規模災害に対応するため、関係各機関と連携して、DMAT（災害派遣医療チーム）の受入体制を整備しておく必要がある。	○広島県等関係機関との連携・協議の推進	連携体制の構築	整備中	—	整備	—	—	
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。	○地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルパート） ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルパート） ○重要路線にある橋梁の耐震補強 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R6) ②100% (R6) ③82.1% (R6)	三原市長期総合計画	1-1 2-1 8-3	●

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、適切な対策を講じることとしている。	○重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築が必要である。	○防護服・マスク・消毒液の備蓄の推進 ○新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく体制の整備の推進	防護服・マスク・ 消毒薬の備蓄	R 2	—	現状維持	—	—	
○下水道総合地震対策計画を策定し、下水道各施設の重要度、危険度等を総合的に評価し、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するほか、下水道のBCPを策定し、内容について適宜更新・改善を実施している。	○下水道施設の耐震化を図るとともに、浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進める必要がある。	○下水道各施設について、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するとともに、設置・改修に併せた耐震化を図る。	—	—	—	—	—	2-7 6-3 8-3	●
○し尿処理場は、沼田東町七宝に1か所設置し、運営している。	○し尿処理場について、供用開始から8年が経過しているが耐震基準は問題ない状態である。	○長寿命化計画を策定し、施設の適切な維持管理を行う。	長寿命化計画の策定	未策定 (R2)	—	策定 (R3)	—	6-3	
○小型浄化槽設置整備事業(補助金)により、浄化槽の転換を促進している。	○浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。	○浄化槽調査及び浄化槽台帳の再整備の推進	—	—	—	—	—	6-3	
○浄化槽の設置や転換などに関する情報提供を市ホームページで行っている。	○災害時において被災した浄化槽に迅速に対応するため、浄化槽の実態把握を行う必要がある。	○福祉避難所へ避難する対象及び避難の手順について検討する。	—	—	—	—	—	1-5 2-7	
○災害発生時における福祉避難所の設置運営について、社会福祉法人と協定を締結している。	○福祉避難所へ避難する対象の選定や移送の確保が必要である。								

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○本市では、公共施設等を指定緊急避難所等として指定し、災害時の避難場所を確保することとしている。	○災害時に指定緊急避難所等が有効に活用できるよう、耐震基準を満たさない施設や老朽化した施設等について、施設の長寿命化、耐震化、大規模修繕等を行うとともに、避難所としての施設・設備の充実を図る必要がある。	○三原市公共施設等総合管理計画その他の計画に施設の耐震化等の方向性が定められている場合は、それらの計画に基づく取組を進める。 ○防災拠点施設、指定緊急避難場所等に指定されている施設については、それらの特性も考慮した取組を進めるよう努める。	—	—	—	—	—	—	
○地域福祉活動計画(三原市社会福祉協議会)に基づいて、災害時の被災者支援のための日常的なネットワークづくりを進めている。	○被災者支援を円滑に行うためには、地域活動団体や市民活動団体、NPO法人など様々な機関の協力が欠かせない。	○被災者生活サポートボランティアセンター機能強化に向けたネットワークのあり方を検討する。	—	—	—	—	第4次地域福祉活動計画 (三原市社会福祉協議会)	2-1	
○地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に入れ、本市における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。	○災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制の構築が必要であり、地域包括ケアシステムのめざす専門職と地域の連携について検討する必要がある。	○生活支援体制整備の協議体や地域ケア会議などで、平時から関係者同士で顔の見える関係ができるよう取り組む。	—	—	—	—	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	—	
○広島県では「広島県動物愛護管理推進計画」(平成26年3月改定)に基づき、広島県地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。 ○本市においても、市地域防災計画に災害時の動物愛護対策を盛り込んでいる。	○災害発生時には放浪・逸走動物や負傷動物が多数生じるため、これらの動物の保護・収容、飼養場所の確保や飼養管理が必要である。 ○多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してることが予想されることから、これらの動物のスペースの確保に努める必要がある。	○ペットの保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 ○災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等の周知を図る。	—	—	—	—	—	—	
○平成25年11月に「三原市広域火葬計画」を策定している。 ○市地域防災計画に災害時の埋火葬等に関する対策を盛り込んでいる。	○地震などで多数の死者が生じた場合、遺体の取扱いを遅滞なく進める必要がある。 ○災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。	○「広島県広域火葬計画」(平成25年10月施行)及び「三原市広域火葬計画」に基づき、広域火葬体制を整備・確立する。	—	—	—	—	—	—	
○広島県が関係団体と締結している支援協力協定を活用し、広島県に支援要請を行うことで、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について関係団体に支援要請ができる状況である。	○浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための県に対する支援を行う必要がある。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を受ける必要がある。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため関係団体と締結している災害発生時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力協定について、内容の充実に向けた見直しを検討する必要がある。	○浄化槽の実態把握の精度を高めるため、市が保有する情報と県や指定検査機関が保有する情報の相互提供を進めるなど、GIS(地理情報システム)の活用も含めた県が行う浄化槽台帳の整理等に対する支援・助言を着実に実施する。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を受ける。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。	—	—	—	—	—	6-3 8-1	

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○下水道総合地震対策計画を策定し、下水道各施設の重要度、危険度等を総合的に評価し、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するほか、下水道のBCPを策定し、内容について適宜更新・改善を実施している。	○下水道施設の耐震化を図るとともに、浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進める必要がある。	○下水道各施設について、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するとともに、設置・改修に併せて耐震化を図る。	—	—	—	—	—	2-6 6-3 8-3	●
○災害発生時における福祉避難所の設置運営について、社会福祉法人と協定を締結している。	○福祉避難所へ避難する対象の選定や移送の確保が必要である。	○福祉避難所へ避難する対象及び避難の手順について検討する。	—	—	—	—	—	1-5 2-6	
○災害時の避難者に対応するため、各避難所において食料、飲料水等を備蓄している。	○備蓄物資について、大規模災害等を想定した具体的な検討を進め、備蓄に取り組む必要がある。	○避難所等における備蓄スペースの確保、非常用物資、資器材等の整備 ○自主防災組織、町内会、自治会等における備蓄の普及啓発及び支援（共助による備蓄促進） ○住民における備蓄の普及啓発（自助による備蓄促進）	食料、飲料水備蓄量	16,000人 日分（R2）	—	16,000人 日分（R4）	地域防災拠点 備蓄計画	2-1 2-2 2-4	

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○三原警察署と連携し、防犯情報のメール配信や音声告知放送等を実施している。	○大規模災害発生時には、特に治安が悪化することが懸念されるため、三原警察署と連携し、市民に対し正確な防犯情報を速やかに提供する必要がある。	○大規模災害発生時には、三原警察署と連携し、市民に対し正確な防犯情報を速やかに提供する体制の整備に向けた取り組みを検討する。	—	—	—	—	—	—	
○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、令和2年度から消防・警察・危機管理監意見交換会及びライフライン機関連絡会議を出水期前後に開催している。	○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、平時から関係機関が綿密に連携し、関係性を構築できるよう取り組み必要がある。	○三原警察署・三原市消防本部・三原市危機管理監意見交換会の開催	—	—	—	—	—	—	

3-2 市の職員・施設等の被災及び各種情報の減失等による機能の大幅な低下

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○消防施設の充実強化のため、三原市地域防災計画には消火・救急・救助体制の整備について定めている。 ○消防力を強化するために三原市消防力整備計画では、南海トラフ地震及び平成30年7月豪雨等による大規模災害を想定した消防署所の整備を示している。	○H30年7月豪雨の河川氾濫により西部分署の庁舎等が被災し、長期間にわたり消防活動が機能低下した。 ○ハザードマップに浸水想定されている二級河川沼田川（支流を含む）は、洪水被害が多発している。 ○消防署所には、旧耐震基準で建てられた施設がある。	○耐震基準を満たすために施設の耐震化又は移転等を検討する。 ○消防力の機能低下となる浸水想定区域内の消防施設については、ハザードマップ等を考慮し移転を検討する。	火災・救急・救助の 現場到着所要時間	9分	—	8.7分	三原市長期総合計画、三原市地域防災計画、三原市消防力整備計画	2-3 7-1	●
○回線の冗長化、バックアップデータの遠隔地保管、システムのクラウド化等を進めている。	○物理配線である以上、大規模被災による冗長回線の壊滅というリスクは避けられない。	○テレワークシステムを導入することで、物理配線破壊時の代替通信を確保する等、より多様性に富んだシステム構成の導入を検討する。	—	—	—	—	—	—	
○県内市町及び備後圏域の近隣市町のみならず、親善都市、姉妹都市等をはじめとした他自治体並びに民間事業者と人的・物的支援に関する協定を締結し、災害時の支援等について体制を整備している。	○大規模災害発生時において行政間及び民間事業者との間で、迅速かつ的確に応急措置等の支援等を実施するため、人的・物的支援に支障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。 ○現在締結している協定以外にも、あらゆる業種等における支援等の可能性を模索し、新たに協定を締結し、災害時の体制を整備する必要がある。	○大規模災害発生時の人的・物的支援について、行政、民間問わず顔の見える関係を構築し、関係を強化していく。 ○必要に応じて、新たな協定を締結していく。	—	—	—	—	—	2-1	
○大規模な地震災害等が発生した場合でも適切な業務を行うことを目的に、三原市業務継続計画（BCP）（平成29年9月）を策定している。	○平成30年7月豪雨や現在策定中の受援計画等を踏まえ、業務継続計画（BCP）を検証し、見直す必要がある。	○三原市業務継続計画（BCP）の検証と見直し	—	—	—	—	—	—	
○三原市災害対応行動要領をはじめとした各種マニュアルについて、毎年度内容を精査し、必要に応じて改定している。	○大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定したマニュアルの整備、平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実等を通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	○災害対応行動要領の点検、検証、見直し ○職員の防災に関する訓練の実施	職員訓練実施回数	1回/年 (R2)	—	1回/年 (R6)	—	1-1 2-3 7-2	

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○光回線及び通信設備の冗長化を進め安定したCATV・インターネットサービスの提供を図っている。	○物理配線である以上、大規模被災による冗長回線の壊滅というリスクは避けられない。【3-2再掲】	○民間事業者による地域BWA事業等の推進に協力し、市内での無線通信サービスのエリア拡大を進める。	—	—	—	—	—	—	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○HP、市広報誌、出前講座等を通じて、市民が災害情報や避難情報を迅速に入手する上で有効な手段である三原市メール配信システム登録を促進している。	○特に平成30年7月豪雨災害以降、登録件数は増加傾向にあるが、さらなる普及を図るとともに、高齢者等への当該システム登録方法の周知を十分に行う必要がある。	○報道機関との連携によるテレビ・ラジオでの周知や防災行事を通じた普及啓発など、市民が日頃、接する機会が多い手段を通して、さらなるメール登録を促進する。 ○メール配信システムとSNSなどを連携し、伝達手段の多重化を図る。 ○メール登録の需要拡大に伴い、メール配信システムの登録上限数を拡充し、より多くの市民への情報配信を図る。	メール配信システム及びSNSの登録件数	18,541件 (H31)	—	30,000件 (R6)	—	1-5	
○災害時一斉情報伝達手段としてコミュニティFMを活用し、FM告知端末・屋外スピーカー等により、市民に対し、災害情報を発信している。	○自宅以外の様々な場所において災害情報を迅速に入手できる手段を整備し、それを普及する必要がある。	○コミュニティFM放送の不感地域対策（サイマル放送の普及等）の推進 ○メール配信システム・SNSなど伝達手段の多重化と登録促進	メール配信システム及びSNSの登録件数	18,541件 (H31)	—	30,000件 (R6)	—	4-3	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成30年3月）において、避難行動要支援者の避難支援に対する取組を掲載し、地域での避難支援体制づくりに努めている。	○近年において大災害が頻発しており、防災意識の啓発や、防災体制の整備が重要である。	○避難行動要支援者名簿の整理・活用で、実効性のある避難支援がなされるよう地域における高齢者見守り体制の構築、町内会・自治会、自主防災組織など、地域全体で避難誘導、情報伝達、避難支援などのできる体制づくりに努める。	協定締結団体数 同意者数	40団体 (H29) 10,000人 (H29)	—	108団体 (R6) —	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	—	●
○地域福祉計画の重点プロジェクトに避難行動要支援者避難支援の取組強化を掲げ、防災意識の啓発、地域活動の支援拡充を行っている。	○地域住民が災害を通して、地域にある問題を我が事として捉え、自ら行動することで地域の福祉力を高め、支える側と支えられる側を分断しない地域共生社会をめざすことが必要である。	○避難行動要支援者対策の推進の実践体制の充実 ○地域で支え合う体制をつくるためのサロン活動への支援拡充	—	—	—	—	三原市地域福祉計画	—	
○自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	○大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の活動支援 ○地域における防災訓練の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場における防災訓練、防災教育等の実施	自主防災組織活性化率	59% (H31)	—	80% (R6)	—	1-1 2-3 7-1 8-3	
○災害時一斉情報伝達手段としてコミュニティFMを活用し、FM告知端末・屋外スピーカー等により、市民に対し、災害情報を発信している。	○自宅以外の様々な場所において災害情報を迅速に入手できる手段を整備し、それを普及する必要がある。	○コミュニティFM放送の不感地域対策（サイマル放送の普及等）の推進 ○メール配信システム・SNSなど伝達手段の多重化と登録促進	メール配信システム及びSNSの登録件数	18,541件 (H31)	—	30,000件 (R6)	—	4-2	

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。 【1-1再掲】	○大規模災害発生後において、物資等の輸送の停滞により、経済活動の支障を生じる懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備【1-1再掲】 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○重要路線にある橋梁の耐震補強【1-1再掲】 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕【1-1再掲】 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策【1-1再掲】 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備【1-1再掲】	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R6) ②100% (R6) ③82.1% (R6)	三原市長期総合計画	—	●
○商工会議所、商工会と連携し、企業に対しBCP策定の必要性等について理解を得るため、国の施策やセミナー開催等の周知に努めている。	○企業、商工団体とともに災害時に果たす役割を認識し、個々において業務を整理し、BCPを策定する必要がある。	○商工団体と連携しBCPマニュアル及び支援計画を策定するとともに、企業へのBCP策定を促進していく。	—	—	—	—	—	—	

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県において推進している。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のため、広島県において耐震強化岸壁の計画的な整備が必要である。	○港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県とともに推進していく。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 5-3 6-4		
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。 ○漁港2港を有し、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図ることとしている。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のためにも漁港施設の機能保全が必要となる。	○漁港施設の整備・機能保全を図るとともに災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 5-3 6-4		
○本市の基幹産業である水産業については、水産業等関連施設を運営している。 ○農林業については、農道・林道等の整備及び維持管理を行っている。	○農林業施設の老朽化が進んでいる。 ○災害に伴う施設の被害を低減するため、農林業施設の防災対策及び適切な維持管理に努める必要がある。 ○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。	○適切な施設の維持管理 ○老朽化した施設の改修、整序等の推進	—	—	—	—	—	5-3		
○汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制が構築されている。	○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○流出事故発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）（大気汚染事故）により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、県に対して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行い、また、測定結果の公表を依頼する。	—	—	—	—	—	7-2 7-5		

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。 【1-1再掲】	○本市においては、地形的な制約から、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより幹線道路等においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。 【1-3再掲】	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備【1-1再掲】 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○重要路線にある橋梁の耐震補強【1-1再掲】 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕【1-1再掲】 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策【1-1再掲】 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備【1-1再掲】	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期 総合計画	6-4	●	
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県において推進している。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のため、広島県において耐震強化岸壁の計画的な整備が必要である。	○港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県とともに推進していく。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 5-2 6-4		
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。 ○漁港2港を有し、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図ることとしている。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のためにも漁港施設の機能保全が必要となる。	○漁港施設の整備・機能保全を図るとともに災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 5-2 6-4		
○本市の基幹産業である水産業については、水産業等関連施設を運営している。 ○農林業については、農道・林道等の整備及び維持管理を行っている。	○農林業施設の老朽化が進んでいる。 ○災害に伴う施設の被害を低減するため、農林業施設の防災対策及び適切な維持管理に努める必要がある。 ○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通関連施設等の耐震性の確保、食品流通の確保等を図る必要がある。	○適切な施設の維持管理 ○老朽化した施設の改修、整序等の推進	—	—	—	—	—	5-2		

5-4 食料等の安定供給の停滞										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○既存の漁港施設に対して老朽化対策を実施しているほか、機能診断・機能保全計画の策定を実施している。 ○漁港区域内においても、海岸保全施設の機能診断・機能保全計画の策定整備を実施している。	○水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要である。 ○また漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備及び機能保全を進めていく必要がある。	○漁港施設の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の整備や計画的・効率的な維持管理を行うため、ストックマネジメント計画に基づいた漁港施設の機能保全対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設の整備及び機能保全を実施していく。	—	—	—	—	—	1-2		
○漁業者所得確保のため、資源確保から加工・販売まで一貫した支援を行っている	○漁業従事者の高齢化、後継者不足により水揚げ量や漁業所得が減少していることから、旧来の「業」から「新しい業」への変革が必要である	○「獲る」から「育て・獲り・販売」までの一貫した取組みで総合的に所得確保できる体制を構築していく。	—	—	—	—	浜の活力再生プラン	—		

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備等）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、令和2年度から消防・警察・危機管理監意見交換会及びライフライン機関連絡会議を出水期前後に開催している。【3-1再掲】	○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、平時から関係機関が綿密に連携し、関係性を構築できるよう取り組む必要がある。【3-1再掲】	○ライフライン関係機関連絡会議の開催	—	—	—	—	—	6-5		

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○老朽化した水道施設の更新事業を実施するため、平成30年3月に三原市水道事業経営戦略(H30年～R9年)を策定している。その中で、救急告示病院や主要避難所及び防災拠点を重要施設と位置付け、優先的に更新事業を実施(耐震化)することで耐震化率の向上を図り、供給停止期間を最小限に留める。また、供給停止期間中の応急給水活動については、三原市水道部危機管理計画(R2年7月改定)に基づき対応することとしている。	○南海トラフ等の地震に対応するため施設の耐震化を図っていたが、平成30年7月豪雨災害では、河川の氾濫等による水害により市内全域が断水となったことから、様々な災害に対応できる施設整備が必要である。しかし、給水人口の減少や節水機器の普及等による減収に加え、老朽化した水道施設更新費用の増加による経営の悪化及び水道技術職員の大量退職による技術力の低下が懸念される。また、組織のスリム化による職員削減により防災及び災害対応に遅れが生じている。【2-1再掲】	○三原市水道事業経営戦略に基づき、水道管の耐震化率の向上及び、同計画の進捗率の向上を図るが、今後の収支状況を見極め、同計画の中間期(R4年度)にはローリングが必要である。また、被災時の応急給水活動や被災調査は水道部職員だけでは対応ができないことから、災害協定締結事業者との連携強化及び地域自主防災組織等との協働による連携を図る。【2-1再掲】	水道管の耐震化率 三原市水道事業経営戦略の進捗率	31.0% (H31) 8.1% (H31)	20.2% (H30広島県平均) —	35.9% (R6) 59.6% (R6)	三原市長期総合計画 三原市水道事業経営戦略	—	●	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○国の新指針を踏まえ、令和2年3月に三原市災害廃棄物処理計画を策定している。 ○関係団体と協定を締結している。 ①大米環境㈱ ②三原市清掃事業協同組合 ③㈱スナダ ④(一社)日本補償コンサルタント復興支援協会 ○災害時における災害廃棄物一時集積場所候補地の選定作業中である。	○災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対応マニュアルを策定する必要がある。 ○仮置場候補地ごとに受入れマニュアル等の作成が必要である。 ○市民、事業者、ボランティア団体に災害廃棄物の扱いについて啓発する必要がある。	○災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対応マニュアルを策定する。 ○仮置場候補地ごとに受入れマニュアル等を作成する。 ○市民、事業者、ボランティア団体に災害廃棄物の扱いについて啓発する。	—	—	—	—	三原市災害廃棄物処理計画	8-1		
○下水道総合地震対策計画を策定し、下水道各施設の重要度、危険度等を総合的に評価し、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するほか、下水道のBCPを策定し、内容について適宜更新・改善を実施している。	○下水道施設の耐震化を図るとともに、浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進める必要がある。	○下水道各施設について、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するとともに、設置・改修に併せた耐震化を図る。	—	—	—	—	—	2-6 2-7 8-3	●	
○し尿処理場は、沼田東町七宝に1か所設置し、運営している。	○し尿処理場について、供用開始から8年が経過しているが耐震基準は問題ない状態である。	○長寿命化計画を策定し、施設の適切な維持管理を行う。	長寿命化計画の策定	未策定 (R2)	—	策定 (R3)	—	2-6		
○し尿処理場は、管理業務受託業者が災害時対応マニュアルを策定している。	○施設が被災した場合のし尿処理に関し必要な対策を定めておく必要がある。	○災害対応マニュアルの随時更新等の検討	—	—	—	—	—	8-1		

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○広島県が関係団体と締結している支援協力協定を活用し、広島県に支援要請を行うことで、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について関係団体に支援要請ができる状況である。	○浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための県に対する支援を行う必要がある。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を受ける必要がある。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため関係団体と締結している災害発生時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力協定について、内容の充実に向けた見直しを検討する必要がある。	○浄化槽の実態把握の精度を高めるため、市が保有する情報と県や指定検査機関が保有する情報の相互提供を進めるなど、GIS（地理情報システム）の活用も含めた県が行う浄化槽台帳の整理等に対する支援・助言を着実にを行う。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を受ける。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。	—	—	—	—	—	2-7 8-1	
○小型浄化槽設置整備事業（補助金）により、浄化槽の転換を促進している。 ○浄化槽の設置や転換などに関する情報提供を町ホームページで行っている。	○浄化槽の長期間の機能停止を防止するため、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を構築する必要がある。 ○災害時において被災した浄化槽に迅速に対応するため、浄化槽の実態把握を行う必要がある。	○浄化槽調査及び浄化槽台帳の再整備の推進	—	—	—	—	—	2-6	

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面対策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。【1-1再掲】	○本市においては、地形的な制約から、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化などにより幹線道路等においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。【1-3再掲】	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備【1-1再掲】 ○5年に1回の定期点検の実施（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕（橋梁・トンネル・カルバート）【1-1再掲】 ○重要路線にある橋梁の耐震補強【1-1再掲】 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕【1-1再掲】 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策【1-1再掲】 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備【1-1再掲】	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期 総合計画	5-3	●
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県において推進している。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のため、広島県において耐震強化岸壁の計画的な整備が必要である。	○港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、耐震強化岸壁の計画的な整備を広島県とともに推進していく。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 5-2 5-3	
○緊急輸送網の確保のため、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。 ○漁港2港を有し、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしている。 また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図ることとしている。	○大規模災害時における緊急輸送網の確保のためにも漁港施設の機能保全が必要となる。	○漁港施設の整備・機能保全を図るとともに災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応できない場合は能地漁港を緊急輸送基地として活用を図る。	—	—	—	—	—	1-2 2-1 2-6 5-3	

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、令和2年度から消防・警察・危機管理監意見交換会及びライフライン機関連絡会議を出水期前後に開催している。【3-1再掲】	○災害時に関係機関が円滑に連携できるよう、平時から関係機関が綿密に連携し、関係性を構築できるよう取り組む必要がある。【3-1再掲】	○ライフライン関係機関連絡会議の開催	—	—	—	—	—	6-1	

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○第2期三原市耐震改修促進計画(平成28年3月)に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。	○南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では震度4から6強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本市の建築物の耐震化率は全国に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。	○住宅・建築物の耐震診断受診を促進すると共に、耐震性の乏しい住宅・建築物に対して耐震補強、建替え、除却工事への支援を国、県と連携して耐震化を促進する。 ○住宅・建築物安全ストック形成事業の推進により耐震化を促進する。	○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○住宅の耐震化率	82.5% (H27) 72.3% (H27)	85% (H27) 82% (H27)	90% (R3) 79% (R3)	三原市耐震改修促進計画 (第2期計画)	1-1 7-3 8-2		
○災害対応の拠点となる消防署所・消防屯所等の適切な維持管理を行うとともに地域防災力の強化を図っている。	○施設保全に努めるとともに、防災拠点としての地域バランスを踏まえ、更新及び統廃合を計画的に実施し、地域防災力の強化を図っていく必要がある。	○消防署所・屯所等の更新及び改修 ○地域バランスを考慮した統廃合	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 2-3	●	
○消防施設の充実強化のため、三原市地域防災計画には消火・救急・救助体制の整備について定めている。 ○消防力を強化するために三原市消防力整備計画では、南海トラフ地震及び平成30年7月豪雨等による大規模災害を想定した消防署所の整備を示している。	○H30年7月豪雨の河川氾濫により西部分署の庁舎等が被災し、長期間にわたり消防活動が機能低下した。 ○ハザードマップに浸水想定されている二級河川沼田川(支流を含む)は、洪水被害が多発している。 ○消防署所には、旧耐震基準で建てられた施設がある。	○耐震基準を満たすために施設の耐震化又は移転等を検討する。 ○消防力の機能低下となる浸水想定区域内の消防施設については、ハザードマップ等を考慮し移転を検討する。	火災・救急・救助の 現場到着所要時間	9分	—	8.7分	三原市長期総合計画、三原市地域防災計画、三原市消防力整備計画	2-3 3-2	●	
○消防施設等整備事業として、消防活動に必要な不可欠な消防車両、資機材等を整備し災害対応に支障を来さぬよう整備している。	○大規模災害発生に備え、計画的に消防装備品の充実と消防車両の更新を行い、消防体制の強化と、消防力の整備を図る必要がある。	○消防ポンプ自動車の更新 ○救急自動車の更新 ○小型動力ポンプ、積載車の更新 ○消防警・消防団装備、資器材等の整備	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 2-3	●	
○大規模災害発生時に、甚大な被害が広範囲に及び、本市の消防力だけでは対応できない事態となった場合に備え、県内広域消防相互応援協定、緊急消防援助隊受援計画等により広域応援体制を整備している。	○発災時に他消防局(本部)との応援・受援等が円滑に進むための体制を整備する必要がある。	○大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の車両の整備や合同訓練の参加により体制強化を図る。 ○県内広域消防相互応援協定や緊急消防援助隊にかかる応援・受援計画等の見直しを行う。	—	—	—	—	三原市消防力整備計画、三原市消防本部応援派遣・受援計画	2-3	●	
○若者や女性が活動しやすい消防団を作ることと目的とした組織再編を行うとともに、機能別団員制度を導入し、消防団員の定員確保に努めている。	○消防団員の多くが、生業がサラリーマンということもあり、平日日中における団員の参集率は年々減少傾向にある。平日日中の参集率を上げるため、機能別団員(退団団員・勤務地団員)の充実強化を図る必要がある。	○退団者の再入団促進 ○市内事業所への消防団活動に対する理解と促進(勤務地団員) ○消防団協力事業所の拡充 ○自主防災組織との連携強化	消防団員数の維持	1,311 (R1)	—	1,369 (R6)	三原市消防力整備計画、三原市消防団整備計画	1-1 2-3	●	
○自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	○大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の活動支援 ○地域における防災訓練の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場における防災訓練、防災教育等の実施	自主防災組織活性化率	59% (H31)	—	80% (R6)	—	1-1 2-3 4-3 8-3		

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故、大気汚染事故)により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制が構築されている。	○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○流出事故発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故)(大気汚染事故)により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、県に対して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行い、また、測定結果の公表を依頼する。	—	—	—	—	—	5-2 7-5		
○三原市災害対応行動要領をはじめとした各種マニュアルについて、毎年度内容を精査し、必要に応じて改定している。	○大規模災害時に迅速かつ適切に対処するため、あらゆる事態を想定したマニュアルの整備、平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実等を通じて、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	○災害対応行動要領の点検、検証、見直し ○職員の防災に関する訓練の実施	職員訓練実施回数	1回/年 (R2)	—	1回/年 (R6)	—	1-1 2-3 3-2		

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○第2期三原市耐震改修促進計画（平成28年3月）に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。	○南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では震度4から6強の地震が発生する可能性があると考えられる一方で、本市の建築物の耐震化率は全国に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。	○住宅・建築物の耐震診断受診を促進すると共に、耐震性の乏しい住宅・建築物に対して耐震補強、建替え、除却工事への支援を国、県と連携して耐震化を促進する。 ○住宅・建築物安全ストック形成事業の推進により耐震化を促進する。	○多数の者が利用する建築物の耐震化率 ○住宅の耐震化率	82.5% (H27) 72.3% (H27)	85% (H27) 82% (H27)	90% (R3) 79% (R3)	三原市耐震改修促進計画 （第2期計画）	1-1 7-1 8-2		
○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。	○住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、感震ブレーカ設置の促進及び家具の転倒防止等の取組を広島県と連携を図りながら推進する。	—	—	—	—	—	1-1		
○空き家の活用を促すため、空き家活用モデル支援事業や空き家バンク事業等を実施している。	○空き家は使用されないことで老朽化が進行し、災害時に倒壊等が懸念されるため、空き家の活用を推進する必要がある。	○空き家活用の手本となるモデル構築を支援する。 ○空き家の家財整理や移住者による空き家の取得費や改修費を補助するなど、空き家バンク事業やファーストマイホーム事業を推進し、空き家の活用を促す。	空き家バンク登録物件の年間成約件数	24件 (H30)	—	33件 (R6)	三原市空家等対策計画	1-1		
○老朽危険空き家を解体し、生活環境の保全や災害の防止を図るため、老朽危険空き家の除却費用に対する補助を実施している。	○適正に管理されていない空き家が増加しているため、適正な管理又は除却を推進する必要がある。	○危険な空き家の所有者等を特定し、指導することにより、適正な管理又は除却を促す。 ○老朽危険空き家除却補助事業により、老朽危険空き家の除却を促す。	特定空家等の件数	65件 (H31)	—	38件 (R6)	三原市空家等対策計画	1-1		

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生									
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○ため池の決壊による農地や家屋等への被害を防止するため、老朽ため池の改修を実施している。 ○地域防災計画に位置付けた県重要ため池のうち、下流への影響が大きいため池については、県作成の浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ○農業用水利施設については、緊急性の高い箇所から改修・整備を実施している。 ○広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を推進している。	○老朽化し危険度が高いため池については、ため池の補修・改修を実施する必要がある。 ○ため池耐震診断の結果、耐震性が低いと評価されたため池については、管理監視体制を強化するとともに、二次被害を防止する対策が必要である。 ○今後、農業用水利施設の老朽化が進み、耐用年数を超えた施設の補修・更新が集中することが予測されるため、保全計画を作成する必要がある。 ○既存の海岸保全施設の老朽化による機能低下などにより、農山漁村地域が津波・高潮による被害を受けないようにする必要がある。	○ため池からの漏水や堤体の浸食など危険な状態にある老朽ため池の補修・改修を実施する。 ○地域防災計画に位置付けた県重要ため池のうち、優先度の高いため池について、必要な耐震対策を実施する。 ○老朽化した農業用水利施設については、機能診断と保全計画の作成を促進し、緊急性を考慮し計画的な改修・整備を実施していく。 ○農山漁村地域が津波・高潮による被害を受けないようにするため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、引き続き整備に取り組む。	①老朽ため池対策箇所数 ②排水機場整備・更新箇所数	①1,091箇所 (H25) ②0箇所	—	①1,790箇所 (H32) ②16箇所	土地改良施設等維持管理計画書	—	●
○広島県と連携して、危険なため池の把握等を実施している。	○広島県によるため池耐震診断において、「健全度がやや低い」と判定されたため池が3か所あり、豪雨時におけるため池の決壊等による災害の発生が懸念される。	○ため池台帳を整備し、ため池の補修・改修を適切に実施していく。	—	—	—	—	—	—	
○農業用水利施設については、緊急性の高い箇所から改修・整備を実施している。	○今後、農業用水利施設の老朽化が進み、耐用年数を超えた施設の補修・更新が集中することが予測されるため、保全計画を作成し、計画的に改修・整備する必要がある。	○農業用水利施設保全計画を作成し、農業用水利施設の改修・修繕を適切に実施していく。	—	—	—	—	—	—	

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による市土の汚染										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○平時においても、道路・河川等への油流出事故等環境汚染事故に対し、広島県等と連携し、速やかに必要な対応を取っている。	○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。【5-2再掲】	○災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、広島県等に対して、速やかに、大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について連携する。	—	—	—	—	—	—		
○汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有する体制が構築されている。	○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○流出事故発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）（大気汚染事故）により、県から速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関及び関係市町と連携して、県に対して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行い、また、測定結果の公表を依頼する。	—	—	—	—	—	5-2 7-2		

7-6 農地・森林等の被害による市土の荒廃										
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化	
○三原市農業振興ビジョン(令和2年3月)を策定し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能な農業の確立を推進している。	○農業振興や多面的機能の確保を図る必要があるが、集落法人設立、農地の集積、集約化、担い手、後継者確保が引き続き課題となっている。また、生産から加工・販売を通じた所得確保のためのハード、ソフト両面の支援を行う必要がある。	○農地の集約化、担い手の支援の推進	担い手の農地集積率	27% (R2)	—	37% (R6)	—	—		
○三原市森林整備計画(平成24年4月)を策定し、重視すべき森林機能に応じた適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の造成を推進することとしている。	○人工林について、所有形態が小規模零細であり、林業採算性の悪化、過疎・高齢化の進行などによる森林所有者の林業経営意欲の低下から、間伐等の手入れ不足の森林が増加している。	○環境貢献林整備事業、造林事業、森林施策、里山林整備事業の推進	—	—	—	—	—	—		
○排水が不十分なほ場を暗渠排水や土層改良等の整備を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃の防止に取り組んでいる。	○人口減少や農業者の高齢化、後継者不足により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の継承等による農地の保全等を推進する必要がある。	○農業振興を促進するために農地の面的集約や暗渠排水管の敷設を行い、農業生産物の品質と生産性の向上を図るとともに、発災後における農地の荒廃を防止する。	—	—	—	—	土地改良施設等維持管理計画書	—		
○集落単位での共同活動や持続的な農業生産活動を支援している。 ○森林経営計画に基づく間伐の実施による人工林の適正な管理や、市民参加による森づくり活動に取り組んでいる。	○農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の継承等による農地の保全等を推進する必要がある。 ○管理の不十分な森林が拡大し、市土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、広島県と連携し、持続的な林業経営や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取組が必要である。	○農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、持続的な農業生産活動が行われるよう、集落単位での共同活動を支援する。また、次世代を担う意欲ある農業者へ農地等が継承されるよう、生産基盤の整備や、農地や農業用水利施設等の維持保全を推進する。 ○森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進する。また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、市民参加の森づくりを推進する。	①日本型直接支払制度取組面積 ②人工林の健全化と里山林の整備面積	①2,100ha (H31) ②33ha (H29)	—	①3,000ha (R6) ②103ha (R6)	—	—		
○有害鳥獣駆除対策として、捕獲奨励金の増額や防護柵等の購入費の助成を行い、捕獲班員の活動を支援している。	○農地・森林等の保全を図る上では、農林業の振興とあわせて、有害鳥獣対策を講じる必要がある。	○防護策による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の確保の継続的な実施 ○有害鳥獣駆除対策協議会の体制強化 ○被害防止策の補助事業の推進	鳥獣被害額	1,707万円(H29)	—	1,062万円(R6)	—	—		

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態									
現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○国の新指針を踏まえ、令和2年3月に三原市災害廃棄物処理計画を策定している。 ○関係団体と協定を締結している。 ①大栄環境樹 ②三原市清掃事業協同組合 ③樹スナダ ④(一社)日本補償コンサルタント復興支援協会 ○災害時における災害廃棄物一時集積場所候補地の選定作業中である。	○災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対応マニュアルを策定する必要がある。 ○仮置場候補地ごとに受入れマニュアル等の作成が必要である。 ○市民、事業者、ボランティア団体に災害廃棄物の扱いについて啓発する必要がある。	○災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物対応マニュアルを策定する。 ○仮置場候補地ごとに受入れマニュアル等を作成する。 ○市民、事業者、ボランティア団体に災害廃棄物の扱いについて啓発する。	—	—	—	—	三原市災害廃棄物処理計画	6-3	
○し尿処理場は、管理業務受託業者が災害時対応マニュアルを策定している。 ○広島県が関係団体と締結している支援協力協定を活用し、広島県に支援要請を行うことで、災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について関係団体に支援要請ができる状況である。	○施設が被災した場合のし尿処理に関し必要な対策を定めておく必要がある。 ○浄化槽の実態把握について、台帳の精度を高めるための県に対する支援を行う必要がある。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を受ける必要がある。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため関係団体と締結している災害発生時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力協定について、内容の充実に向けた見直しを検討する必要がある。	○災害対応マニュアルの随時更新等の検討 ○浄化槽の実態把握の精度を高めるため、市町が保有する情報と県や指定検査機関が保有する情報の相互提供を進めるなど、GIS(地理情報システム)の活用も含めた県が行う浄化槽台帳の整理等に対する支援・助言を着実に行う。災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧について技術的な支援・助言を受ける。 ○浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。	—	—	—	—	—	2-7 6-3	

8-2 復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○第2期三原市耐震改修促進計画(平成28年3月)に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進することとしている。	○南海トラフ巨大地震の被害想定では、本市では震度4から6強の地震が発生する可能性があるとされる一方で、本市の建築物の耐震化率は全国に比べて低く、耐震化の取組を強化する必要がある。	○住宅・建築物の耐震診断受診を促進すると共に、耐震性の乏しい住宅・建築物に対して耐震補強、建替え、除却工事への支援を国、県と連携して耐震化を促進する。 ○住宅・建築物安全ストック形成事業の推進により耐震化を促進する。	○多数の者が利用する 建築物の耐震化率 ○住宅の耐震化率	82.5% (H27) 72.3% (H27)	85% (H27) 82% (H27)	90% (R3) 79% (R3)	三原市耐震改修 促進計画 (第2期計画)	1-1 7-1 7-3	
○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。	○住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、感震ブレーカ設置の促進及び家具の転倒防止等の取組を広島県と連携を図りながら推進する。	—	—	—	—	—	1-1	
○災害後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、また土地の正確な地籍が確認できるよう、地籍調査を着実に推進している。	○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、本市の地籍調査の進捗率は57.78%にとどまっている。	○災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、緊急性の高い地域での地籍調査を優先的に実施する。	—	—	—	—	—	—	
○余震等に伴う二次被害の防止など震災に迅速に対応するため、広島県、関係機関と連携して、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の確保等を図ることとしている。	○被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録者数はわずかであり、迅速な震災対応を可能とするための体制整備を図る必要がある。	○被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士登録を推進すると共に、広島県、関係機関と引き続き連携し震災に備える。	—	—	—	—	—	—	
○建設業界等の関係団体と連携して、ダンピング防止策としての最低制限価格制度の運用、適正な見積期間・工期設定の確保、工事の施行時期の平準化等の取組に努めている。	○大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興には、建設業者をはじめとした関係団体の協力が不可欠であることから、関係団体・業界の維持・発展のために引き続き取り組みを進める必要がある。	○関係団体との連携により、適切な入札制度の運用を図り、人材等の育成・確保を推進する。	—	—	—	—	—	—	

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○下水道総合地震対策計画を策定し、下水道各施設の重要度、危険度等を総合的に評価し、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するほか、下水道のBCPを策定し、内容について適宜更新・改善を実施している。	○下水道施設の耐震化を図るとともに、浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進める必要がある。	○下水道各施設について、地震対策の優先度の高い施設から耐震設計、耐震工事を実施するとともに、設置・改修に併せた耐震化を図る。	—	—	—	—	—	2-6 2-7 6-3	●
○地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に入れ、本市における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。	○災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制の構築が必要であり、地域包括ケアシステムのめざす専門職と地域の連携について検討する必要がある。	○生活支援体制整備の協議体や地域ケア会議などで、平時から関係者同士で顔の見える関係ができるよう取り組む。	—	—	—	—	第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画	—	
○災害発生時に被害を最小限に抑えるため、道路改良、法面对策、橋梁の補修及び耐震補強などを行っている。	○地震に伴う建物倒壊、住宅密集地における火災などにより、道路ネットワークが寸断され、災害時の緊急輸送路の確保、災害時の復旧活動などに支障を生じる懸念がある。	○広島県との連携強化による市道の計画的な整備 ○5年に1回の定期点検の実施(橋梁・トンネル・カルバート) ○点検に基づく長寿命化修繕計画による計画的な修繕(橋梁・トンネル・カルバート) ○重要路線にある橋梁の耐震補強 ○点検に基づく老朽化した道路附属物の修繕 ○点検に基づく落石・崩壊の恐れのある道路法面の安全対策 ○道路ネットワーク形成のため都市計画道路の整備	①市道の改良率 ②橋梁の補修率 ③都市計画道路の改良率	①56.5% (H31) ②53% (H30) ③79.5% (H30)	—	①57.8% (R06) ②100% (R06) ③82.1% (R06)	三原市長期 総合計画	1-1 2-1 2-5	●
○自主防災組織に対する防災啓発を図るとともに、防災訓練などの活動を支援している。	○大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが想定されるため、自主防災組織の充実・強化、リーダー等の育成に取り組む必要がある。 ○自主防災組織の活動状況が地域によって異なり、地域の実情に応じた活動の強化を図る必要がある。	○自主防災組織の活動支援 ○地域における防災訓練の支援 ○地域の災害リスクの周知啓発 ○防災リーダーの育成 ○学校や職場における防災訓練、防災教育等の実施	自主防災組織活性化率	59% (H31)	—	80% (R6)	—	1-1 2-3 4-3 7-1	

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○文化財所有者等に対する防災知識の普及を図るために 防火点検、防災訓練を実施し、その管理・保護対策につ いて指導・助言するように努めている。 ○文化財所有者へ消防用設備点検等を含む維持管理費に 対する支援を行っている。	○大規模災害発生時において、貴重な文化財が損失しな いよう、文化財所有者等の防災意識の向上を図っていく 必要がある。	市内の文化財の実態を把握するとともに防災対策につ いて文化財所有者等を指導し、安全の確保と文化財に対 する防災意識の啓発を図る。	—	—	—	—	—	—	

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○三原市営住宅長寿命化計画（令和2年3月改定）に基 づき、市営住宅の計画的な建替えや維持管理等を適切に 実施している。	○老朽化した市営住宅の増加が見込まれる。 ○耐震性に問題のある市営住宅が多い。	○耐震改修、建替え又は用途廃止に取り組むため、三原 市営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅等整備事業、 公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅ストック総 合改善事業、改善推進事業及び地区整備事業を推進す る。	—	—	—	—	三原市営住宅 長寿命化計画	1-1	
○仮設住宅建設には1～2か月間程度の期間が必要であ るため、民間賃貸住宅を借り上げて災害救助法に基づく 応急仮設住宅として、入居対象者に提供している。	○災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居対象者（全 壊、半壊）以外でも仮設住宅の提供が必要となる場合 （床上浸水被害）がある。	○応急仮設住宅の提供が必要となる被災者に対しても速 やかな支援ができるように、国県市の連携に取り組む。	—	—	—	—	—	—	

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響

現在の施策	脆弱性評価 (現状と課題)	具体的施策	指標	現状値	現状値 (全国)	目標値	関連計画名	リスクシナ リオ(再掲)	重点化
○平成30年7月豪雨災害を受けて、災害時における情報 収集・発信体制を強化し、被害状況等の正確な情報収集 及び発信を行っている。	○災害発生時においても、市民の混乱や風評被害を防ぐ ため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情 報を迅速かつ的確に提供する必要がある。	○災害発生時において、市民の混乱や風評被害を防ぐた め、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報 を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。併せて報道 機関への定時連絡体制を整備する。	—	—	—	—	—	—	

